



平成28年度 児童クラブ入所児童募集

放課後児童クラブは、保護者が仕事などで昼間家にいない家庭の小学生のための安心・安全な居場所です。

指導員がさまざまな遊びや指導をとおして、子どもたちの成長を支援します。

☎ 児童家庭課児童家庭係（市役所 1 階⑥番窓口 ☎23-3331 内線317・325）

受付期間

12月14日(月)～20日(日)

※前年度から継続しての入所希望者、夏休みや冬休みなどの長期休みだけの利用希望者も、この期間に申請してください

受付場所・時間

- 児童家庭課保育係
午前 8 時45分～午後 8 時
土・日曜日は正午～午後 7 時
- 大滝総合支所
午前 8 時45分～午後 5 時30分
(土・日曜日を除く)

提出書類

- ①児童クラブ入所申請書
 - ②児童状況届
 - ③保育が必要な理由を証明する書類
(保護者の就労証明書など)
 - ④☐座振替依頼書
- ※申請書などは、担当窓口で随时お渡ししているほか、市ホームページからもダウンロードできます

名称	定員	開設場所	対象校
うめのご児童クラブ 第2うめのご児童クラブ さくら児童クラブ あやめ児童クラブ	140人	うめのご：中央区第一自治会館 第2うめのご：旧教職員住宅 さくら・あやめ：さくら児童クラブ	伊達小学校
第1やまびご児童クラブ 第2やまびご児童クラブ	70人	やまびご児童クラブ	東小学校
ほしのご児童クラブ かぜのご児童クラブ きたのご児童クラブ	120人	ほしのご児童クラブ	伊達西小学校、関内小学校、 長和小学校の一部
ながわ児童クラブ	20人	長和小学校内	長和小学校の一部
まれふ児童クラブ	15人	旧稀府小教員住宅	稀府小学校
うす児童クラブ	15人	有珠小学校内	有珠小学校
おおたき児童クラブ	15人	大滝基幹集落センター内	大滝小学校

対象	保護者が仕事などで昼間自宅にいない家庭の小学生（1年生～6年生）
保育時間	下校時～午後6時（最長で午後6時30分） ※土曜日と学校行事で休みの日、春・夏・冬休みは午前8時から
休所日	日曜日、祝日、年末年始（12月31日～翌年1月5日） ※8月13日、15日～16日はほしのご児童クラブで合同開設
運営負担金	児童1人につき、月額6,000円 ※生活保護世帯や平成28年度市民税非課税世帯には減免制度があります
入所の決定	市の基準に基づいて、保育の必要性が高い1年生から順に入所を決定します。 入所希望児童数が定員を超えたときは、年長児童から待機になります。
休日保育	ほしのご児童クラブで開設します。 ※別途負担金あり（日額1,500円） 開設日時 日曜日、祝日の午前8時～午後6時30分（12月31日～翌年1月5日を除く）

青少年非行防止・健全育成広報

青少年指導センターだより ～地域の子どもは地域で守り育てよう～

〒市青少年指導センター（☎23-3331 内線511）



不審者情報メール
QRコード

子どもの安全を守るために

子どもが狙われる不審者事案が後を絶ちません。市でも今年の4月から10月までに15件発生していて、被害者は33人に及んでいます。多くは「声かけ」や「つきまとい」ですが、下半身の露出などの痴漢行為やしばらく後をついてくるストーカー的な行為も目立っています。

危険から身を守るためには、防犯の基本である「いかのおすし」を繰り返し教え、子ども自身が危険を回避する知識や能力を身につける必要があります。

「いかのおすし」

- 知らない人にはついて **【い】**かない
- 知らない人の車には **【お】**らない
- 連れて行かれそうになったら **【お】**お声を出す
- 危険を感じたら **【す】**ぐにげる
- 危険なことがあったら、家の人や学校に **【し】**らせる



保護者の皆さんへ

子どもを守るためには、日頃から子どもの行動に注意を払うことが大切です。「うちの子に限って…」という油断は禁物です。

外出のときは、必ず「行き先」を聞き、近所や通学路の危険箇所の確認や1人で遊ばないようにするなど、年齢に応じて自分の身を守れるよう教えていくことが大切です。

※通学路の交通安全や防犯に関する危険箇所・注意点は市ホームページで公開しています

地域の皆さんへ

不審者は、住民の注意が行き届く場所や地域を嫌います。

犬の散歩や庭の手入れ、玄関前の清掃などを通学時間帯に行ったり、自治会やPTAなどが通学路を見守る活動に取り組むことはより安全性を高めます。

子どもの行動に関心を持ち、1人で遊んでいる子どもや遅くまで外で遊んでいる子どもに「声」をかけてください。

危険です「歩きスマホ」

市内で街頭指導をしているときに、歩きながらスマートフォンを操作(歩きスマホ)している人を見かけます。歩きスマホは、意識がスマートフォンに集中しているため、周囲への注意が欠け、人や物にぶつかるなどの事故を引き起こしやすくなります。

また、画面に気を取られ、無防備になることで、性犯罪やひったくりの被害にも遭いやすくなります。

「歩きスマホ」は、自分だけではなく、周囲も危険に巻き込む行為です。危険な「歩きスマホ」はやめましょう。

自転車の危険運転

スピードの出し過ぎやふたり乗り、無灯火、スマートフォンを操作しながらなどの危険運転が見られます。また、ブレーキや空気圧、チェーンなどの整備不良が原因の事故も起きています。

次の自転車安全利用5則を確認して、安全運転を心がけましょう。

- ①自転車は車道が原則、歩道は例外
- ②車道は左側を通行
- ③歩道は歩行者優先、車道寄りを徐行
- ④安全ルールを守る（ふたり乗り、並進禁止、夜間のライト点灯など）
- ⑤子どもはヘルメットを着用